信越総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
北陸総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
東海総合通信局管内	平成34年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、5W以下に限る。
中国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
四国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
九州総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
沖縄総合通信事務所管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
北海道総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
東北総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
信越総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
北陸総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
東海総合通信局管内	平成34年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
中国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
四国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
九州総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
沖縄総合通信事務所管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
北海道総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
東北総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
関東総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
信越総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
北陸総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
東海総合通信局管内	平成34年6月30日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
近畿総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
中国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
四国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
九州総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
沖縄総合通信事務所管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
北海道総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
東北総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
信越総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
中国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
四国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	
九州総合通信局管内	平成34年6月30日まで	0.1W以下	

49.3GHzから49.8GHzまで	関東総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1500W以下	空中線電力は、1W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1500W以下	空中線電力は、1W以下に限る。
51.35GHzから52.35GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
66GHzから71GHzまで	関東総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1500W以下	空中線電力は、1W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1500W以下	空中線電力は、1W以下に限る。
92GHzから94.4GHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
95GHzから100GHzまで	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.1W以下	

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

○総務省告示第百七十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十九年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年五月三十日

総務大臣　山本　早苗

政党の名称		自由民主党
会計責任者の職務代行者	氏名	新　阿部　信吾 旧　久米　晃
	住所	東京都新宿区四谷四―二―一
	生年月日	昭和三十五年五月九日
	選任年月日	平成二十九年二月一日
日本のこころ		日本のこころを大切にする党
支部の数		二九
うち法第十四条第二項に規定する支部の数		二九
異動年月日		平成二十九年二月一日
異動事項		日本のこころ　平成二十九年二月七日 届出年月日　三一 （平成二十九年二月二十日　三一）